

北海道日高合同庁舎道民ホール等一般開放実施要領

第1 目的

北海道日高合同庁舎の有効活用及び地域振興や住民サービス向上を図るため、地域の文化活動や各種情報提供の場として道民ホール及びエントランスホールを一般開放する。

第2 一般開放場所

浦河郡浦河町栄丘東通56号 北海道日高合同庁舎1階
道民ホール及びエントランスホール（別紙位置図のとおり）

第3 対象者

一般道民及び団体とする。

第4 使用条件

- 1 地域の文化活動や各種情報提供の場としての使用を目的とするものであること。
- 2 使用時間は、開庁日の8時45分から17時30分まで（楽器演奏や歌唱などの音声を発する行為を伴う場合は、12時00分から13時00分までの間に限る。）とする。
ただし、使用目的を考慮の上、北海道日高振興局長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 3 使用期間は、原則、最長5日間とする。
- 4 使用料及び加算料金は無料とする。
- 5 営利を目的とした使用は認めない。
ただし、目的を考慮の上、北海道日高振興局長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 6 使用に当たっては、「北海道庁舎等管理規則」（昭和41年7月23日規則第86号）の規定に従うこと。

第5 使用許可の申請

- 1 本実施要領に基づき、道民ホール等の使用を希望する者は、別記様式1「北海道日高合同庁舎道民ホール等使用許可申請書」に必要事項を記載の上、企画書（任意様式）及び団体にあっては会員名簿を添えて、北海道日高振興局地域政策部総務課総務係に使用許可の申請をするものとする。
- 2 北海道日高振興局長は、使用許可の申請があったときは、使用の許可又は不許可を決定し、許可を与えたときは、別記様式2「許可証」を交付するものとする。
- 3 使用許可の申請は、使用日の3か月前から10日前までの期間に行うものとする。

第6 備品の使用

展示等において、長机、パイプ椅子及び展示用ボードを使用する場合は、申請により貸出しを行う。

第7 その他

- 1 使用目的及び使用状況により使用を許可できない場合がある。
- 2 会場設営及び撤去については、許可された時間内に行うこと。
- 3 使用条件に違反した場合は、使用許可を取り消すものとする。
- 4 展示物等の管理は、使用者自らが行うものとし、北海道日高振興局はその責を一切負わない。
- 5 使用者の責により施設や備品を汚損又は破損した場合は、使用者が速やかに修理等を行い、使用前の状況及び状態で返納すること。
- 6 使用許可の申請を希望する者は、あらかじめ使用希望日、使用目的、使用内容及び備品の貸出希望について、北海道日高振興局地域政策部総務課総務係と協議すること。

(附 則)

この要領は、平成21年6月1日から施行する。

(附 則)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

北海道日高合同庁舎道民ホール等使用許可申請書

平成 年 月 日

北海道日高振興局長 様

住 所
団体名及び個人氏名 ㊟
(団体代表者名)

北海道日高合同庁舎道民ホール等を次のとおり使用したいので、北海道日高合同庁舎道民ホール等一般開放実施要領第5の規定により、申請します。

記

- 1 目 的
- 2 事 業 名 称
- 3 使 用 場 所 道民ホール・エントランスホール
(使用場所を 印で囲んでください。)
- 4 日 時 平成 年 月 日 時 分 から
平成 年 月 日 時 分 まで
- 5 来庁予想人数 1日 人程度
- 6 備品の使用 有 ・ 無
(有の場合) 長 机 本
椅 子 脚
展示用ボード セット
- 7 添付資料
- (1) 企画書 別紙のとおり
- (2) 会員名簿 別紙のとおり
- 8 そ の 他

許 可 証

平成（ ）年（ ）月（ ）日

（団体名・個人名） 様

北海道日高振興局長

平成（ ）年（ ）月（ ）日付けで使用許可の申請がありました北海道日高合同庁舎道民ホール等の使用について、次のとおり許可します。

記

- 1 目 的
- 2 事 業 名 称
- 3 使 用 場 所 道民ホール・エントランスホール
- 4 日 時 平成 年 月 日 時 分 から
平成 年 月 日 時 分 まで
- 5 備品の使用 有 ・ 無
(有の場合) 長 机 本
椅 子 脚
展示ボード セット
- 6 そ の 他
 - (1) 使用に当たっては、「北海道庁舎等管理規則」（昭和 41 年 7 月 23 日規則第 86 号）及び「北海道日高合同庁舎道民ホール等一般開放実施要領」を遵守してください。
 - (2) 使用中は、「許可証」を常に携帯してください。

< 道民ホール及びエントランスホール位置図 >

